

# 地方分権推進計画の要旨

## 第1 地方分権推進の基本的考え方

- 地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方の役割分担を明確にし、住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体において処理することが基本。
- このため、地方分権推進法に定める基本方針に即しつつ、地方分権推進委員会勧告を最大限尊重して、地方分権の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるもの。

## 第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

### 機関委任事務制度の廃止

1. 国と地方公共団体との間に対等・協力の新しい関係を築くため、機関委任事務制度を廃止
2. 地方公共団体の処理する事務を自治事務と法定受託事務に再構成

自治事務 : 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除くもの

法定受託事務: 法律又はこれに基づく政令により都道府県又は市町村が処理する事務のうち、国が本来果たすべき責務に係るものであって、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から都道府県又は市町村が処理するものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの

#### 【自治事務の具体例】

- ・都市計画の決定
- ・農業振興地域の指定
- ・飲食店営業の許可
- ・病院・薬局の開設許可

#### 【法定受託事務の具体例】

- ・国政選挙
- ・旅券の交付
- ・国の指定統計
- ・国道の管理

(注)環境省関連事務における自治事務・法定受託事務の切り分けについては参考資料2 2 参照

## 地方公共団体に対する関与の新たなルール

1. 都道府県に対する国の関与及び市町村に対する国又は都道府県の関与についての基準と手続を整備
2. 個別の関与について廃止・縮減(略)

### (1)地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の基準

#### 法定主義の原則

- ・関与は法律またはこれに基づく政令の根拠を要する。

#### 一般法主義の原則

- ・地方自治法に関与の一般ルールを定める。
- ・関与は、その目的を達成するために必要最小限度のものとし、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮する。

#### 関与の基本類型等

従前の関与について、機関委任事務に係る包括的な指揮監督権を廃止し、基本類型に沿った必要最小限のものとする。

(従前)

包括的な指揮監督権 (地方自治法150条、151条)

廃止

- ◎ 新たな事務区分ごとに関与の基本類型を地方自治法に規定
- ◎ 関与はできる限り基本類型に従う

#### 自治事務

- 助言及び勧告
- 資料の提出の要求
- 協議
- 是正措置要求

#### 法定受託事務

- 助言及び勧告
- 資料の提出の要求
- 協議
- 同意
- 許可、認可及び承認
- 指示
- 代執行

## 権限委譲の推進

権限委譲を積極的に推進することとし、国の権限を都道府県又は市町村に、また、都道府県の権限を市町村に委譲する。

### 【権限委譲の具体例】

#### 1. 平成11年の通常国会に法律案を提出するもの

##### (1) 都道府県へ委譲する権限

- ・ 猟区設定の認可等【鳥獣保護及狩猟二関スル法律】
- ・ 国定公園の特別地域の指定、損失補償、関係行政機関の長との協議等【自然公園法】

##### (2) 人口20万人以上の市へ委譲する権限

- ・ 騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等【騒音規制法】
- ・ 悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定、公示、周辺市町村長の意見聴取、関係行政機関の長への協力要請等【悪臭防止法】
- ・ 振動を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等【振動規制法】
- ・ 指定物質排出者に対する指導、助言及び勧告、報告徴収【瀬戸内海環境保全特別措置法】
- ・ 特定施設の設置の届出等の受理、計画変更命令等、常時監視、公表、報告徴収、立ち入り検査等【水質汚濁防止法】

##### (3) 全ての市町村へ委譲する権限

- ・ 鳥獣の捕獲飼養等の許可【鳥獣保護及狩猟二関スル法律】

#### 2. 平成10年中に措置するもの

##### (1) 指定都市へ委譲する権限

- ・ 大気汚染の公表、関係行政機関の長への協力要請等【大気汚染防止法】
- ・ 騒音防止に係る関係行政機関の長への協力要請等【騒音規制法】
- ・ 悪臭防止に係る関係行政機関の長への協力要請等【悪臭防止法】
- ・ 振動防止に係る関係行政機関の長への協力要請等【振動規制法】

##### (2) 中核市へ委譲する権限

- ・ 大気汚染の公表、関係行政機関への協力要請等【大気汚染防止法】

- ・ 騒音防止に係る関係行政機関の長への協力要請等【騒音規制法】
- ・ 悪臭防止に係る関係行政機関の長への協力要請等【悪臭防止法】
- ・ 振動防止に係る関係行政機関の長への協力要請等【振動規制法】

### (3) その他

- ・ 大気汚染の状況の公表【大気汚染防止法】  
都道府県知事が処理している大気汚染の状況の公表については、大気汚染防止法施行令13条1項に定める市へ委譲する。
- ・ 水質汚濁防止に係る関係行政機関の長への協力要請【水質汚濁防止法】  
都道府県知事が処理している関係行政機関の長等に対する協力要請については、水質汚濁防止法施行令10条1項に定める市へ委譲する。

## 第3 必置規制の見直しと国の地方出先機関の在り方

国が地方公共団体の組織や職の設置を義務付けている必置規制については、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を図る観点から、その廃止・緩和を推進する。

### 【必置規制の見直しの具体例】

- (1) 都道府県自然環境保全審議会(自然環境保全法 51条)  
都道府県自然環境保全審議会の組織、名称に関する必置規制は、弾力化する。
- (2) 総量削減計画策定協議会(NOx・PM法 8条)  
総量削減計画策定協議会の設置については、固有の議会としての必置規制は廃止し、名称を含め設置形式の自由化を図る。
- (3) 都道府県環境審議会(環境基本法 43条)  
都道府県環境審議会の組織、名称に関する必置規制は、弾力化する。

## 第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

地方公共団体の自主性・自立性を高める見地から、国と地方の財政関係については、事務の実施主体が費用を負担するという原則を踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化、存続する国庫補助負担金の運用・関与の改革、地方税・地方交付税等の地方一般財源の充実確保の三点を基本的な方向として見直すこととする。

## 第5 都道府県と市町村の新しい関係

1. 都道府県と市町村は対等・協力の新しい関係
2. 自治紛争調停制度の見直し

## 第6 地方公共団体の行政体制の整備・確立

1. 地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大を踏まえた行政体制の整備・確立
2. 地方公共団体の自主的な取組を支援・促進

## 第7 地方分権の推進に伴い必要となるその他の措置(略)